

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私が夫婦二人の国民年金の加入手続をした。また、夫は仕事で忙しかったため、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。国民年金に加入後、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しているにもかかわらず、私の記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳により保険料の納付時期を見ると、検認日が記載されている期間については、いずれも同日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立て当初から、自分の保険料と夫の保険料を毎回一緒に納付していたと述べており、意見陳述の場においてもその主張は一貫し発言内容に不自然なところは無いことを踏まえると、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みであるにもかかわらず、申立人が当該期間の保険料を納付しないと考えるのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和38年3月14日にB社に入社し、41年7月1日に退職するまで分社化で社名は変更したものの継続して在職していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚及び元上司は、「B社が分社化され同社の石油部がA社となってからも分社化前と何ら変わらず、勤務地等の変更も無く、名称が変わっただけである。また、会社が分社化した昭和40年6月から7月にかけて、すべての従業員は継続して勤務し、この間に連続休暇を取得する者もいなかった。申立人についても、継続して勤務していた。」と供述している上、申立人に係る雇用保険の記録を確認すると、B社での離職日が昭和40年6月20日、A社での資格取得日が同年6月21日であることから、申立人は申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が昭和38年3月14日に入社したB社については、後に同社の木材部、石油部及び金物部がそれぞれ分社化され、申立人が申立期間後に

被保険者資格を取得したA社は、同社の石油部の分社化後の会社であることも確認できる。また、B社の事務担当者は、「会社の名前が変わっただけ。すべての従業員から厚生年金保険料を控除していたので、申立人の被保険者記録が1か月空白になるはずはない。」と供述している。

さらに、申立人と同様にB社から同時期に分社化されたC社に勤務となった元同僚が保管していた自身の給与明細書において、昭和40年6月及び7月の給与から厚生年金保険料の控除が認められ、元同僚は給与の支払いは、分社化したものの支払者である事業主は同じであったとしており、事実、同年3月から5月までの期間に係る給与明細書と同年6月以降の期間に係る給与明細書を比べたところ、その書式、支払額等に何ら変更はないことが確認できる。加えて、B社（現在は、D社）の事業主からの厚生年金保険料は当月控除であるとする回答から判断すると、申立人についても、当該同僚と同様に申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和40年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所の商業登記簿謄本により同事業所は昭和32年10月1日に設立されていることが確認できる上、同事業所は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年3月から38年9月までは1万円、38年10月から39年9月までは1万2,000円、39年10月から40年4月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から40年5月28日まで

私は昭和40年5月に事業所が倒産するまで正社員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は37年3月30日に資格を喪失したことになる。私よりも先に辞めた同僚の厚生年金保険の加入記録が私の記録よりも後まで続いており、現在の私の記録はおかしいと思うので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和33年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年3月30日に資格喪失となっているが、40年5月28日まで継続して勤務していたとする申立人の主張について、当時の上司及び複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に正社員として継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨の供述をしている。

また、上記の当時の上司及び複数の同僚は、A社では、学生や小さな子供を持つ女性以外は正社員であり、勤務していた期間は、全員が厚生年金保険に加入していた旨の供述をしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、複数の同僚から「申立人と同じ仕事をしていた。」と供述が得られた同僚10

名については、申立期間またはその一部の期間において、いずれも厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所は昭和 40 年 5 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人と同日又は同月に退職したと供述する前記上司及び複数の同僚は、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日については、同日と認めることができる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び申立人と同じ業務に従事し、年齢の近い同僚の記録から昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月までは 1 万円、38 年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万 2,000 円、39 年 10 月から 40 年 4 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主も既に亡くなっていることから確認することはできないが、仮に申立人の申立てどおり、昭和 40 年 5 月 28 日まで厚生年金保険被保険者期間が継続していた場合には、37 年 3 月以降に被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があることとなるが、当該届出が記録されていない上、その後提出されることとなる被保険者資格の喪失届も記録されておらず、これら複数回の機会において社会保険事務所が当該届出の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの 37 年 3 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 3 月から 40 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
しかし、平成17年6月にA社に入社しており、申立期間の給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び申立人の妻が所持している当時の手帳により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成17年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたはずであるとしているが、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に平成17年8月1日取得と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで
昭和53年8月31日にA社を退職したが、社会保険事務所に退職日を誤って資格喪失日として届け出たことにより、8月が未加入となっている。関係資料を提出するので適切な処理をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管している人事記録及び給与支払書により、申立人が同事業所を昭和53年8月31日に退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払書の厚生年金保険料控除額及び昭和53年7月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和53年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月6日から同年4月1日まで

定年半年前の平成17年10月に会社から年金記録をもらったところ、被保険者期間が1か月欠落していることが判明した。昭和50年3月6日にB部から本社に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金基金の加入者台帳、健康保険組合の加入証明書、人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、企業年金基金加入者台帳によると、昭和50年3月6日にA社B部で資格を喪失し、同日付けで本社において資格を取得した記録が確認でき、申立期間当時、厚生年金保険と厚生年金基金の資格得喪の届出は複写式で一体のものであったことから、申立人が50年3月6日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が管理していた厚生年金保険台帳、企業年金基金の加入記録及び社会保険事務所の被保険者名簿における申立期間前後の記録から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年9月から26年6月までの標準報酬月額は6,000円、26年7月から27年3月までの標準報酬月額は7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から27年4月1日まで

私は、昭和25年9月1日にA銀行B支店に入行し、その後、職場結婚したため、27年3月に退職した。この間、同支店に勤務して厚生年金保険に加入していたのに厚生年金記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の申立内容から、申立人は申立期間、A銀行B支店に勤務していたと認められる。

また、申立期間当時の同支店庶務担当者は、「入行した者は、全員正社員で、厚生年金保険については、その入社した月に資格取得していた」と供述していることから、その当時の入行者は正社員として全員、厚生年金保険に加入していたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、同被保険者名簿は、昭和28年2月に当該事業所を管轄するC社会保険事務所が火災にあった際に焼失したものを修復したものであるが、同被保険者名簿は、資格取得日順に記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も見られるとともに、厚生年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同期入行したとする2名の同僚の厚生年金手帳記号番号の前後には、100名中32名の氏名欄が空欄となっており、

社会保険事務所による加入記録の復元が完全に行われたとは言い難いものとなっている。

加えて、現存する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳番号払出簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿等が火災で消失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び 27 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において被保険者名簿の記録がある同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和 25 年 9 月から 26 年 6 月までの標準報酬月額は 6,000 円、26 年 7 月から 27 年 3 月までの標準報酬月額は 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 52 年 3 月まで
子供が生まれたのを契機に、夫婦で市役所へ国民年金加入手続に行ったところ、20 歳の誕生日からの未納保険料を分割して支払うことができると言われた。金融機関で何回かに分けて納付したにもかかわらず、未納とされてしまっている 91 か月間の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続を行った市役所の保管する国民年金被保険者資格取得届によれば、申立人は、昭和 52 年 11 月 1 日に夫婦で加入手続を行ったことは確認できるが、この時期は特例納付の実施期間ではないため、申立期間のうち、44 年 9 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできなかつたものと考えられる。

また、国民年金被保険者資格取得届の納付書交付済欄には、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間しか記載されていない上、市役所は過年度保険料を収納できないことから、申立人夫婦が加入手続を行った時点で、過年度納付が可能であった 50 年 10 月から 52 年 3 月までの納付書を、市役所が申立人あてに発行したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を分割納付するに当たって、市役所とどのような相談を行ったかについて具体的に記憶しておらず、納付回数や納付金額についての記憶も定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 52 年 3 月まで
子供が生まれたのを契機に、夫婦で市役所へ国民年金加入手続に行ったところ、20 歳の誕生日からの未納保険料を分割して支払うことができると言われた。金融機関で何回かに分けて納付したにもかかわらず、未納とされてしまっている 82 か月間の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続を行った市役所の保管する国民年金被保険者資格取得届によれば、申立人は、昭和 52 年 11 月 1 日に夫婦で加入手続を行ったことは確認できるが、この時期は特例納付の実施期間ではないため、申立期間のうち、45 年 6 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできなかつたものと考えられる。

また、国民年金被保険者資格取得届の納付書交付済欄には、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間しか記載されていない上、市役所は過年度保険料を収納できないことから、申立人夫婦が加入手続を行った時点で、過年度納付が可能であった 50 年 10 月から 52 年 3 月までの納付書を、市役所が申立人あてに発行したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を分割納付するに当たって、市役所とどのような相談を行ったかについて具体的に記憶しておらず、納付回数や納付金額についての記憶も定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月まで

加入当初の 2、3 年は、納税組合の集金でその都度、保険料を納付していた。途中しばらく納付していなかったが、役場から一括で納付できると言われ、自分で納付した。昔のことなので記憶が定かではないが、保険料納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入当初の国民年金保険料について、近隣住民 4 人とともに納税組合を通じてその都度納付していたと主張しているが、申立人が名前を挙げた 4 人のうち 3 人の国民年金への加入は昭和 42 年や 45 年となっている上、申立人の妻についても、42 年 8 月に、その時点で納付が可能な 40 年 7 月から 42 年 3 月までの保険料を過年度納付したのが最初の保険料納付であることから、申立人が、加入当初から納税組合の集金で保険料を現年度納付していたとは考え難い。

また、申立人は、さかのぼって未納期間の保険料を一括納付したと主張しているものの、すべての期間を納付していないかもしれないとしており、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から50年4月まで

私は、申立期間当時、入籍はしていなかったが、一緒に生活していた妻が国民年金保険料を納付していたことを知っている。私の保険料と一緒に納めていたはずであるが、私の国民年金の記録は未納となっている。集金人が来ていたので、妻が自分の保険料だけ納め、私の保険料を納付しないことはないと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の内縁関係にあった妻が二人分の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、A社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月1日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、内縁関係にあった妻が保険料と一緒に集金人に納めていたはずであると主張しているが、社会保険庁が保管している国民年金被保険者台帳によると、その妻の当該期間の納付状況は、特例納付及び過年度納付の期間が72か月、未納期間が28か月並びに申請免除が1か月であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする内縁関係にあった妻は申立人の保険料と一緒に集金人に納めたことを覚えておらず、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 20 日から 43 年 5 月 5 日まで
私は、昭和 41 年 11 月 20 日から 43 年 5 月 5 日まで A 社に勤務した。
採用後 B 市で働いたが、1 か月もしないうちに C 市の D 事業所に勤務先が
変更となり、その後は退職まで D 事業所に勤務した。
現在は、社名が E 社に変わっているようである。
厚生年金の記録が確認できないのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において勤務したとする A 社の D 事業所の所在地や業務内容に係る申立人の主張及び当時の事業主が現在会長を務めている当該事業所の後継関連会社である E 社の社会保険事務担当者の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社の D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない上、E 社の社会保険事務担当者は、「昭和 45 年 10 月に A 社の後継関連会社である E 社が設立されたが、A 社の D 事業所については厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から保険料の控除もしていない。」とも証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。